## 【府省庁名】 総務省

	<del>_</del>
制度の概要	〇概要 電気通信事業法は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正 かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することによっ て、電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増 進することを目的として制定されており、電気通信事業の登録、電気通信 業務、電気通信設備、土地の使用等について必要な規定を定めている。
権限の関係行政機関	電気通信の登録(第9条)、届出(第16条)、電気通信事業の認定(第
との分担・委任の状況	   117条) 等の一部事務については、総務省の地方支分部局である総合通信局
20万位 安任の状況	へ委任している。
	VELOCVINO.
直近3年間(平成20	〇総務大臣が登録した事業者
年度、21年度及び22	2 0 年度 1 5
年度10月まで)の法執	2 1 年度
行の実績(処分、取締	22年(4~10月) 3
、勧告等((あれば)行	〇総務大臣が新規に届出を受けた数
政指導))の件数	2 0 年度分 9 9 9
	2 1 年度分 9 1 0
	22年(4~10月)583
法執行における、関係	なし。
行政機関 (関係省庁・	
取締機関·地方支分部	
局・地方公共団体等)	
との連携の実態	
法執行実績の	下記URLにおける「電気通信事業者数の推移」により各月の事業者数(登録
公表・広報状況	+届出)を更新。また。「登録電気通信事業者一覧」により登録電気通信事業者
〇公表・広報頻度	情報を更新。
〇公表・広報手段	http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/tsuushin04.html
  法執行実績の	  下記URLにおける「電気通信事業者数の推移」により各月の事業者数(登録
公表・広報状況	+届出)を更新。また。「登録電気通信事業者一覧」により登録電気通信事業者
〇公表・広報頻度	情報を更新。
〇公表・広報手段	http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/field/tsuushin04.html

### 【法律名】 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の

開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)

### 【府省庁名】 総務省

制度の概要	特定電気通信(インターネットでのウェブページや電子掲示板などの不特
以以及以此女	定の者により受信されるもの)による情報の流通によって他人の権利が侵害
	された場合について、特定電気通信役務提供者(・プロバイダ、サーバの管
	理・運営者等)の損害賠償責任の制限、(被害の受けた者の)発信者情報の
	開示請求権について規定したもの
16 00 - 00 to to 10 10 00	
権限の関係行政機関	特になし
との分担・委任の状況	
直近3年間(平成20	特になし
年度、21年度及び22	
年度10月まで)の法執	
行の実績(処分、取締	
、勧告等((あれば)行	
政指導))の件数	
法執行における、関係	特になし
行政機関 (関係省庁・	
取締機関・地方支分部	
局・地方公共団体等)	
との連携の実態	
法執行実績の	特になし
公表・広報状況	
〇公表・広報頻度	
〇公表・広報手段	

### 【法律名】携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不 正な利用の防止に関する法律

### 【府省庁名】 総務省

### 法執行の現状

### 制度の概要

- 1. 携帯電話不正利用防止法について
  - 携帯電話事業者に契約者の本人確認義務を課すこと等を内容とする「携帯電話不正利用防止法」が、平成17年4月に成立し、平成18年4月より全面施行されている。同法の概要は以下のとおり。
- 1) 携帯音声通信事業者(携帯電話事業者及びPHS事業者)に対し、 携帯電話等(携帯電話及びPHS)の契約締結時及び譲渡時に、契 約者の本人確認を義務付けること
- 2) 契約者が、本人確認の際に虚偽の氏名等を申告することを処罰の 対象とすること
- 3) 携帯音声通信事業者に無断で、業として有償で通話可能な携帯電話等を譲渡することを処罰の対象とすること
- 4) 自己が契約者となっていない通話可能な携帯電話等を譲り渡し又 は譲り受けることを処罰の対象とすること
- 5) 相手方の氏名等を確認せずに、業として有償で通話可能な携帯電話等を貸与することを処罰の対象とすること
- 6) 通話可能な携帯電話等が一定の犯罪に利用された場合等において、 警察署長からの求めを受けて、携帯音声通信事業者が契約者の確認 を行うことができること
- 7) 携帯音声通信事業者は、契約者が本人確認に応じない場合等には役務の提供を拒むことができること
- 2. 20年改正について

レンタル携帯電話事業者による本人確認の厳格化等を内容とする改正携帯電話不正利用防止法が平成20年6月に成立し、同年1 2月1日から施行されている。同法の概要は以下のとおり。

- 1) 携帯電話の貸与業者に対しても、運転免許証等の身分証を確認することによる契約者の本人確認を義務づけること
- 2) SIMカードについても、通話可能端末設備と同等の規律を課す ものとすること

	3) 国家公安委員会は、携帯電話事業者に	こ対する作	青報の提供	はや、振り
	込め詐欺対策に対する国民の理解を得	るために	こ必要な措	昔置を講ず
	ること			
権限の関係行政機関	特になし			
との分担・委任の状況				
直近3年間(平成20	1 総務省	20年度	21年度	22年度
年度、21年度及び22	〇 是正命令	2 件	1 件	1 件
年度10月まで)の法執	〇 行政指導	3 件	0件	2 件
行の実績(処分、取締	(注) 平成22年度の指示件数は速報値			
、勧告等((あれば)行				
政指導))の件数				
法執行における、関係	携帯音声通信事業者及び媒介業者等の本	店及び主	たる事務	所の所在
行政機関 (関係省庁・	地が、地方総合通信局管内に存在する場合	合は、執行	行事務を均	也方総合通
取締機関·地方支分部	信局に分掌している。			
局·地方公共団体等)				
との連携の実態				
法執行実績の				
公表・広報状況				
〇公表・広報頻度	個別の処分が行なわれた場合は内容を随時公	·表。		
〇公表・広報手段	個別処分についてはプレスリリースを配布	तं		

## 【法律名】 総合法律支援法

## 【府省庁名】法務省

制度の概要	総合法律支援法は、法による紛争の解決が一層重要になることにかんが
	み,裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にす
	るとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門
	職者サービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の
	実施及び体制の整備に関し、その基本理念、国等の責務その他の基本とな
	る事項を定めるとともに、その中核となる日本司法支援センターの組織及
	び運営について定めている。
権限の関係行政機関	なし
との分担・委任の状況	
直近3年間(平成20	なし
年度、21年度及び22	
年度10月まで)の法執	
行の実績(処分、取締	
、勧告等((あれば)行	
政指導))の件数	
法執行における、関係	なし
行政機関 (関係省庁・	
取締機関・地方支分部	
局·地方公共団体等)	
との連携の実態	
法執行実績の	特段の公表等は行っていない。
公表・広報状況	
〇公表・広報頻度	
〇公表・広報手段	

### 【法律名】 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

### 【府省庁名】 法務省

制度の概要	・ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律は、内外の社会情勢の変化に伴
	い,裁判外紛争解決手続が,第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即し
	た迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外
	紛争解決手続の基本理念や情報提供等に努めるべき国及び地方公共団体の責務
	を定めるとともに、民間事業者の行う和解の仲介(調停、あっせん等。以下「民
	間紛争解決手続」という。)の業務を対象として、その適正性を確保する観点か
	ら必要とされる一定の要件に適合することを法務大臣が認証する制度を設け、認
	証を受けた和解の仲介の手続の利用に関し、時効の中断等の効果を付与するなど
	してその利便の向上を図ることを定めるものである。
	・ 認証紛争解決手続の業務の適正な運営を確保するため、法務大臣は、一定の
	要件の下で認証紛争解決事業者に対し、報告徴求、立入検査、必要な措置の勧告
	・命令をすることができるほか、認証の基準・要件を満たさなくなった場合等に
	は認証を取り消すことができる。
権限の関係行政機関	・なし
との分担・委任の状況	
直近3年間(平成20	・なし
年度、21年度及び22	
年度10月まで)の法執	
行の実績(処分、取締	
、勧告等((あれば)行	
政指導))の件数	
法執行における、関係	・ 法務大臣は、認証の取消し等の処分をする場合は、当該団体を所管する大臣等
行政機関 (関係省庁・	に協議することとされている。
取締機関・地方支分部	
局・地方公共団体等)	
との連携の実態	
法執行実績の	・なし
公表・広報状況	
〇公表・広報頻度	
〇公表・広報手段	

### 【法律名】組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

## 【府省庁名】法務省

生命の振声	・ 組織的な犯罪に対処するため、組織的な犯罪に対する処罰を強化すると
制度の概要	
	ともに(第3条から第8条)、犯罪収益の規制(第9条から第17条、
	第3章)などについて定めたもの。
	・ 「犯罪被害財産」の没収・追徴が一定要件の下で可能となった(第13
	条,第16条,平成18年改正)。
4 70 0 88 17 /2 TL 1/4 88	- 大汁に関して、関係に正機関しの特別の八也。 表だけたい
権限の関係行政機関	・ 本法に関して、関係行政機関との権限の分担・委任はない。
との分担・委任の状況	
直近3年間(平成20	・ 本法に基づく行政処分等の執行実績はない。
年度、21年度及び22	
年度10月まで)の法執	
行の実績(処分、取締	
、勧告等((あれば)行	
政指導))の件数	
法執行における、関係	・ 本法における関係行政機関との連携はない。
行政機関 (関係省庁・	
取締機関·地方支分部	
局・地方公共団体等)	
との連携の実態	
法執行実績の	・ 本法に基づく行政処分等の執行実績はなく, その公表・広報も行ってい
公表・広報状況	ない。
〇公表・広報頻度	
〇公表・広報手段	
1	

### 【法律名】犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律

## 【府省庁名】法務省

制度の概要	刑事裁判により没収・追徴された犯罪被害財産等を用い、当該事件の被 害者等に被害回復給付金を支給するもの。							
権限の関係行政機関 との分担・委任の状況	被害回復給付金の支給手続は検察官が行う。							
直近3年間(平成20 年度、21年度及び22	当局で把握している限りにおいて、平成18年12月1日の制度施行後平成 22年10月までの間に開始決定がなされた支給手続は							
年度10月まで)の法執 行の実績(処分、取締 、勧告等((あれば)行	平成20年 … 3件 21年 … 12件 22年(10月まで)… 10件 ある。							
政指導))の件数 法執行における、関係	なし							
行政機関 (関係省庁・ 取締機関・地方支分部								
局・地方公共団体等) との連携の実態								
法執行実績の 公表・広報状況 〇公表・広報頻度	支給手続が開始されたことや支給対象となる犯罪行為の範囲などについては、官報や検察庁のホームページなどに掲載される。							
〇公表·広報手段								

## 【法律名】 利息制限法

## 【府省庁名】法務省・金融庁

制度の概要(審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。)	<ul> <li>金銭消費貸借における利息が法定の上限額を超える場合に、利息の契約の一部が無効となること等を定めるもの。</li> <li>平成18年に営業的金銭消費貸借の特則(5条以下)を追加する改正を行った(平成22年6月18日施行)。</li> <li>・利息制限法は、法務省と金融庁の共管。</li> </ul>
との分担・委任の状況	
法執行の実績(処分、 取締、勧告等の件数、 (あれば)行政指導の 件数)	
法執行における関係 行政機関(関係省庁、 取締機関、地方支分部 局、地方公共団体等) との連携の実態	

### 【府省庁名】厚生労働省

### 法執行の現状

制度の概要(審議会等の関与の方法を含むほか、改正や基準策定等の状況を含む。)

- 制度の概要(審議会等 ・医薬品には、医療行為として医師の判断で使用されるもの(医療用医の関与の方法を含む 薬品)と、患者(消費者)が選択できるもの(一般用医薬品)がある。
- ほか、改正や基準策定 ・薬事法においては、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、 等の状況を含む。) 有効性及び安全性の確保のために医薬品等の製造販売の承認、業の許 可その他の必要な規制を行う。(昭和35年制定)
  - ・医薬品等の製造販売の承認にあたっては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(総合機構)において審査を行った上、薬事・食品衛生審議会において審議の上、了承されてから、厚生労働大臣が承認する。
  - ・累次の改正を経て、医薬品等の承認制度・安全対策制度につき充実を 図ってきている。

#### (例) 医薬品副作用報告制度

昭和42年 開始(行政指導)

平成8年 法律に明記、感染症等の発生報告を義務化

平成14年 製薬企業だけでなく、薬局・医療機関の開設者等による報告を義務化

# 権限の関係行政機関との分担・委任の状況

#### 〇国

- 医薬品等の製造販売の承認(第14条)
  - ・副作用報告等に基づく市販後安全対策の実施(第77条の2の4等)
- ·立入検査等(監督)(第69条等)

### 〇都道府県、保健所設置市及び特別区

- ・薬局開設、一般販売業等の許可(第24条、第26条等)
- ・医薬品等の製造販売業、製造業の許可等(第12条等)
- ·立入検査等(監督)(第69条等)

### 法執行の実績(処分、 取締、勧告等の件数、 (あれば)行政指導の 件数)

### 〇国

- ・新医薬品の承認 107件
- ・後発医療用医薬品の承認 3271件
- ・一般用医薬品の承認 2171件
- ・医薬部外品の承認 2221件
- ・新医療機器の承認 36件
- ・改良医療機器の承認 188件
- ・後発医療機器の承認 1797件
- ・医薬品の添付文書の改訂の指示 255件
- ・医療機器の添付文書の改訂の指示 4件
- ・医薬品の副作用報告 3万4535件
- ・医療機器の不具合報告 6809件

### 〇都道府県、保健所設置市及び特別区

- ·立入検査 20万4318件
- ※ 平成21年度実績。ただし、総合機構分を含む。

法執行における関係 行政機関(関係省庁、 取締機関、地方支分部 局、地方公共団体等) との連携の実態

- ・総合機構とは、医薬品等の承認審査、副作用・感染症情報の報告等に おいて密接に連携している。
- ・地方公共団体が許可した施設に対する立入検査等は地方公共団体が行 うが、必要に応じて国が同行し、国が許可した施設に対する立入検査 等は地方厚生局が行うが、必要に応じて本省・総合機構が同行する。

### 【府省庁名】 厚生労働省

### 法執行の現状

制度の概要 (審議会等 の関与の方法を含む

等の状況を含む。)

#### (目的)

医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供す ほか、改正や基準策定 | る体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与すること(法第1 条)。

### (医療に関する選択の支援等)

- ・ 医業に関する広告の制限(法第6条の5)
- ・ 広告できる診療科名(法第6条の6)
- ・ 違反広告に対する命令等(法第6条の8)

(医療の安全の確保)

医療の安全の確保のための指針の策定(法第6条の10)

(病院等の開設)

- 病院開設の許可(法第7条)
- 許可の制限(法第7条の2)

(業務委託)

業務委託先の制限(法第15条の2)

(監督)

• 病院、診療所等に対する立入検査(法第25条)

(医療提供体制の確保)

- 都道府県が策定する医療計画に関する事項の規定(法第30条の4
- ・ 医療計画における特例病床の設置許可に対する厚生労働大臣への協 議(法第30条の4)

(医療法人)

- 医療法人の設立、定款変更に関する認可(法第44条、第50条等)
- 医療法人への報告徴収(法第64条)

### 権限の関係行政機関 との分担・委任の状況

医療法の執行に関する事務については、主として地方公共団体の自治事 務である。一方、国は、2以上の都道府県の区域において病院等を開設 する医療法人の許認可など、一つの地方公共団体では処理することが困 難な事務を執行するほか、基本方針の策定や特定機能病院の監督などを 行っている。具体的には、以下のとおり規定されている。

### (医療に関する選択の支援等)

都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医療 法令に違反しているおそれがある広告を行ったものに対し是正命令 を出すことが可能(法第6条の8)。

(病院等の開設)

- 病院を開設するときは、開設地の都道府県知事の許可を受けなければ ならない(法第7条)。
- ・ 国の開設する病院等について、厚生労働大臣が許可するが(令第1

条)、権限は各地方厚生局長に委任。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない(規則第43条の3)。

#### (監督)

- 病院、診療所、助産所に対し、都道府県知事、保健所設置市の市長、 特別区の区長が当該立入検査を実施(法第25条第1項)。
- 特定機能病院に対し、厚生労働大臣が当該立入検査を実施(法第25条第3項)。

同病院に対する立入検査は、各地方厚生局長に委任。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない(規則第43条の3)。

・国民の健康を守るため緊急の必要がある場合、当該立入検査を厚生労働大臣及び都道府県知事等が相互に密接な連携の下で実施(法第71条の3)。

### (医療提供体制の確保)

・医療計画において定める基準病床数について、病床過剰地域であって も特例的に、厚生労働大臣への協議を経て設置することが出来る(法 第30条の4)。

#### (医療法人)

- ・ 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ設立することは出来ない(法第44条)。
- ・ 定款又は寄付行為の変更は、都道府県知事の認可を受けなければその 効力を生じない(法第50条)。
- 都道府県知事は、医療法人の業務又は会計が法令等に違反し、その運営が著しく適正を欠くと認めるときは必要な措置をとるべき旨を命ずることが可能(法第66条)。2以上の都道府県の区域において病院、診療所等を開設する医療法人については、都道府県知事ではなく厚生労働大臣が行う(法第68条の2)。

直近3年間(平成20 年度、21年度及び22 年度10月まで)の法 執行の実績(処分、 取締、勧告等((あれ ば)行政指導))の件 数

### (監督)

- ・平成20年度立入検査の実施件数(法第25条第1項・3項) 厚生労働省83件、都道府県等24,247件 (内訳:病院8,292件 診療所15,955件) ※厚生労働省、都道府県等の件数は重複あり。
- ・平成21年度立入検査の実施件数厚生労働省83件、都道府県等 ―件
- ・平成22年度立入検査の実施件数厚生労働省—件、都道府県等 —件

※平成21年度の都道府県等の実績、平成22年度の厚生労働省及び都 道府県等の実績については現在集計中。

法執行における関係 行政機関(関係省庁、 取締機関、地方支分部 局、地方公共団体等) との連携の実態	・特定機能病院に対し立入検査を行う場合は、厚生労働大臣、地方厚生 局及び都道府県等は事前に調整した上で合同で実施。
法執行実績の 公表・広報状況 〇公表・広報頻度 〇公表・広報手段	立入検査の実施実績については、年1回厚生労働省ホームページにおいて公表。

### 【法律名】消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)

## 【府省庁名】厚生労働省

<b>去執行の現状</b>						
制度の概要	(法律の概要)					
	消費生活協同組合法は、協同組合である生協(消費生活協同組合)の設立、					
	組織運営・管理について規定しているものであり、生活協同組合組織の発達					
	を図り、国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とするもので   <sub>+-</sub> -					
	ある。					
 権限の関係行政機関	   地域又は職域が都道府県の区域を越える組合については国(このうち地域					
との分担・委任の状況	   又は職域が一の地方厚生局の管轄区域内の組合については、地方厚生局に					
	権限を委任)、その他の組合については都道府県が所管(自治事務)する					
	こととなっているところである。					
	(=0 + 0 = 0 = 0 = 0 = 0 = 0 = 0 = 0 = 0 =					
	(設立の認可) 					
	・ 行政庁は、申請があったときは、設立の手続又は定款若しくは事業計画 の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する場合等					
	を除いては、その設立を認可しなければならない(法第 58 条)。					
	EMOVE TO THE PERSON OF THE PER					
	(行政庁による検査)					
	・ 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若し					
	くは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計					
	経理が著しく適正でないと認めるときは、いつでも、その組合の業務					
	又は会計の状況を検査することができる(法第94条)。 					
	  (所管行政庁)					
	│ ・・・・この法律中「行政庁」とあるのは、地域又は職域が都道府県の区域を越					
	える組合については厚生労働大臣、その他の組合については都道府県知					
	事とする(法第 97 条)。					
	(権限の委任)					
	この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところに					
古近り左門(亚ば90	より、地方厚生局長に委任することができる(法第97条の4)。					
直近3年間(平成20 年度、21年度及び22	平成20年度検査実績   本省8件、地方厚生局7件					
年度10月まで)の法執						
行の実績(処分、取締						
	平成22年度10月までの検査実績					
政指導))の件数	本省8件、地方厚生局12件					
	平成22年度措置命令実績					
	本省1件(直近3年間で1件のみ)					

法執行における、関係	地方厚生局へ本省所管分の一部について権限の委任
行政機関 (関係省庁・	都道府県所管分は自治事務
取締機関·地方支分部	
局·地方公共団体等)	
との連携の実態	
法執行実績の	毎年、都道府県及び厚生局の生協担当者を集めた会議において、本省にお
公表・広報状況	ける検査実績を公表している。
〇公表・広報頻度	
〇公表・広報手段	

## 【法律名】クリーニング業法(昭和25年法律第207号)

## 【府省庁名】厚生労働省

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
制度の概要	クリーニング	美法(昭和2	5年法律第20	7号) は、クリ	ーニング業に	
	対して、公衆衛生等の見地から必要な指導及び取締りを行い、もって					
	その経営を公共の福祉に適合させるとともに、利用者の利益の擁護を					
	図ることを目的とする。					
	営業者に対する規制の概要は以下のとおり。					
	・ 営業者は、法	・ 営業者は、法及び条例に定められた衛生措置を講じなければなら				
	ない。(第3条	)				
	・ 営業者は、和	]用者に対し	、洗濯物の	処理方法等につ	いて説明する	
	よう努めるとと	こもに、苦情	の申出先を	明示しなければ	ばならない。(	
	第3条の2)					
	<ul><li>営業者は、ク</li></ul>	リーニング	゛所ごとに、・	クリーニング師	「を置かなけれ	
	ばならない。	(第4条)				
	・・クリーニング	が所を開設し	ようとする	者は、都道府県	見知事等に届出	
	なければならな	ない。 (第5	条)			
権限の関係行政機関	都道府県、保健所	所設置市及で	<b>ド特別区</b>			
との分担・委任の状況	・クリーニング所	斤の使用前板	食査の実施(	第5条の2)		
	・立入検査(第1					
	・措置命令(第1					
	・営業停止処分等	等(第11条)				
直近3年間(平成20						
年度、21年度及び22			20年度			
年度10月まで)の法執		3,811件				
行の実績(処分、取締		0件	0件	2件		
、勧告等((あれば)行	営業停止処分等	0件	0件	0件		
政指導))の件数						
	都道府県等から法律の解釈等について質問があった場合に助言を行					
行政機関(関係省庁・	う。					
取締機関・地方支分部						
局・地方公共団体等)						
との連携の実態						
法執行実績の	頻度:年1回					
公表・広報状況	手段:厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」					
〇公表・広報頻度	厚生労働省ホームページ					
〇公表・広報手段						

## 【法律名】牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 【府省庁名】農林水産省

法執1]の現仏	
制度の概要	制度の概要本法律は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海綿状脳症(BSE)のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的としている。
	主な制度は以下のとおり。 ① 牛個体識別台帳の作成(法第3条) 国内で飼養されている全ての牛を対象として、個体識別番号、出生又は輸入の年月日、雌雄の別、種別、管理者の氏名・名称・住所等を記録した台帳(データベース)を作成。 ② 耳標の装着(法第9条) 牛の管理者等は、牛の両耳に個体識別番号を表示した耳標を装着。 ③ 個体識別番号の表示等(法第14~16条) と畜者、牛肉の販売業者、特定料理提供業者(主に焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキを提供する者)に対して、牛肉の仕入・販売、特定料理の提供に当たって、当該牛肉の個体識別番号の伝達・表示を義務付け。
権限の関係行政機関 との分担・委任の状況	・立入検査につき、地方農政局に委任(第19条)。 ・牛個体識別台帳の記録等につき、独立行政法人家畜改良センターに委 任(第20条)。
直近 3 年間 (平成 20	20年度 21年度 22年度
年度、21 年度及び 22	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
年度 10 月まで) の法	(第15条、第16条)
執行の実績(処分、	
取締、勧告等((あれ	│ 〇催告
ば) 行政指導))の件	(第3末)
数	
法執行における関係	□ 個体識別番号の不適正表示の場合には、国・都道府県JAS部局等と
行政機関(関係省庁、	連携を図って対処している。
取締機関、地方支分部	
局、地方公共団体等)	
との連携の実態	
法執行実績の	勧告等を行った場合、随時ホームページにプレスリリースを掲載。
公表・広報状況	
〇公表・広報頻度	
〇公表・広報手段	

## 【法律名】肥料取締法

## 【府省庁名】農林水産省

制度の概要	1 制度の概要
	この法律は、肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保
	するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い、もつて
	農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資するこ
	とを目的とする。
	主な制度は以下のとおり。
	① 公定規格の設定
	農林水産大臣は(普通)肥料について、公定規格を定める
	ア 含有すべき主成分の最小量
	イ 含有が許される植物にとっての有害成分の最大量 等
	② 登録制度
	○生産者・輸入者は、銘柄ごとに農林水産大臣の登録を受けなければなら
	ない。
	〇登録申請があった場合、独立行政法人農林水産消費安全技術センターは
	、肥料に関する専門技術的知見を用いて以下を調査
	ア 見本品の分析・鑑定
	イ 栽培試験による有害成分の分析 等
	2 過去の主な改正概要
	(平成11年改正)
	・汚泥を原料とした肥料の規制強化(第4条等)
	(平成15年改正)
	・譲渡禁止肥料の回収命令の創設(第31条の2) 等
権限の関係行政機関	・生産、輸入、販売業者への立入検査
との分担・委任の状況	地方農政局へ委任(第35条の2)
	・たい肥等の届出受理、立入検査
	都道府県が処理(第22条等)
直近3年間(平成20	・肥料登録件数(第7条等)
年度、21年度及び22	1, 601件(平成20年度)
年度10月まで)の法執	1, 481件(平成21年度)
行の実績(処分、取締	704件(平成22年4月~10月)
、勧告等((あれば)行	・立入検査件数 (第30条等)
政指導))の件数	677件(平成20年度)
	6 4 8 件(平成 2 1 年度)
	4 3 0 件 (平成 2 2 年 4 月~ 1 0 月)

法執行における、関係 行政機関(関係省庁・ 取締機関・地方支分部 局・地方公共団体等) との連携の実態

- 法執行における、関係 ・ 内閣府食品安全委員会とは必要に応じて、打合せを行い、懸案事項など 行政機関(関係省庁・ についての協議等を実施。
- 局・地方公共団体等) ・ 本省と独立行政法人は、電話、メール等による連絡を行うと共に、懸案 との連携の実態 事項などについての協議等を実施。また、本省、センターにおいて開催される会議に互いに随時参加。
  - ・ 地方農政局が主催するブロック会議に参加し、業務に必要な情報の提供 や意見交換を実施。
  - ・ 都道府県とは必要に応じて電話等で連絡を行うと共に、上記ブロック会 議において懸案事項などについて意見交換を実施。

### 法執行実績の

公表・広報状況

O公表·広報頻度

肥料登録件数は毎月2回公告(第16条第1項)

立入検査結果は、毎月公表。(第30条第7項)

なお、含有を許される有害成分の最大量が基準を超えた場合等は、違反内容 を勘案して速やかに個別事案ごと公表。

〇公表・広報手段

肥料登録件数の公告は官報掲載により実施。

肥料立入検査の公表は、原則農林水産省のホームページに掲示することにより公表するが、肥料が広範囲にわたり出荷されるなど、広く農家等に周知する必要がある場合には、報道発表(プレスリリース)を実施。

### 【法律名】飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

### 【府省庁名】農林水産省

### 法執行の現状

### 制度の概要

#### 1 制度の概要

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(以下「飼料安全法」という。)は、飼料及び飼料添加物の製造等に関する規則、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与することを目的としている。

主な制度は次のとおり。

### 〈安全性〉

①基準及び規格の設定 (第3条)

有害な畜産物の生産防止又は家畜等への被害による畜産物の生産阻害 を防止するため、飼料又は飼料添加物について製造、使用若しくは保存 の方法の基準、表示の基準又は成分規格を設定。

②製造等の禁止(第4条)

基準や規格に合わない飼料等の製造、輸入、販売及び使用を禁止。

③特定の飼料添加物の検定(第5条)

飼料の安全性の確保上、特に注意を要する飼料添加物(抗生物質)について、検定に合格したことを示す特別な表示が付されたもの又は登録を受けた製造業者が製造したもの以外のものの販売を禁止。

④有害物質を含む飼料等の製造等の禁止(第23条)

有害な畜産物の生産又は家畜等への被害を防止するため、有害な物質 を含み又は病原微生物に汚染され、又はその疑いのある飼料又は飼料添 加物の製造、輸入、販売、使用を禁止。

⑤廃棄等の命令(第24条)

有害な物質を含む飼料又は飼料添加物の使用により有害畜産物が生産 され又は畜産物の生産が阻害されることを防止するため、製造業者等に 対し飼料等の廃棄等を命令。

#### 〈品質改善〉

⑥公定規格の設定(第26条)

優良飼料を推奨するため、飼料の種類別に栄養成分の最大量又は最小量等を定めた公定規格を設定。

### 2 過去の主な改正概要

平成15年

- ① 有害物質を含む飼料の製造等の禁止に加え、飼料の使用者に対し、当該飼料の使用禁止の義務付けを追加(第23条)
- ② 飼料等の輸入届出制度の新設(第51条)
- ③ 反すう動物を対象とする飼料へのほ乳動物由来たん白質等の混入防止対策の新設(第3条、成分規格等省令)

等

権限の関係行政機関	① 廃棄等の命令
との分担・委任の状況	販売業者に関しては都道府県の自治事務(第24条)
	② 報告の徴取、立入検査等
	製造業若しくは輸入業者等に関しては都道府県への法定受託事務(第
	55条第1項、第56条第1項)
	販売業者、飼料の使用者に関しては都道府県の自治事務(第55条第
	2項及び第3項、第56条第2項及び第3項)
直近3年間(平成20	平成20年度 平成21年度
年度、21年度、22年度	• 特定飼料等検定(第5条)
10月まで)の法執行の	(独)農林水産消費安全技術センター 347件 215件
実績(処分、取締、勧	・ 立入検査(第56条、第57条)
告等((あれば)行政指	(独)農林水産消費安全技術センター 632件 644件
導))の件数	都道府県 1,787件 1,861件
	(※実績は各年度終了後にとりまとめている)
法執行における、関係	・ 内閣府食品安全委員会及び厚生労働省と、必要に応じ協議等を実施し
行政機関 (関係省庁・	ている。
取締機関・地方支分部	・ 法執行にあたっては、本省、地方農政局、都道府県及び独立行政法人
局·地方公共団体等)	が連携を図って対処している。
との連携の実態	
法執行実績の	飼料の検査結果を月ごとにとりまとめて公表し、ホームページに掲載。
公表・広報状況	
〇公表・広報頻度	
〇公表・広報手段	

## 【法律名】流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法 【府省庁名】農林水産省、財務省、内閣府、厚生労働省、国土交通省

<u>Д</u> ТУГ I J V ЭБ IX	
制度の概要	流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法は、国民の
	生命または身体に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の
	平穏と安定に資するため、流通食品への毒物混入等を防止するための
	措置等を規定する法律として昭和62年に制定されたものである。
	概要は、以下のとおり。
	○ 流通食品への故意による毒物混入等の防止のため、国による必要
	施策を総合的に講ずる義務(第3条第1項)
	○ 製造業者等が毒物混入等を知ったときは、警察官又は海上保安庁
	へ届ける義務(第4条)
	○ 警察官又は海上保安官は必要と認められるときは、関係行政機関
	に通報 (第6条)
	○ 主務大臣による流通食品への毒物の混入等の防止のための指導又
	は助言等 (第7条)
	○ 流通食品への毒物の混入等に対する罰則規定及び届け出義務違反
	に対する罰則規定 (第9条)
	※なお、本法は、多額の金品を得る目的をもって食品製造業者及び流
	通業者に対してなされる恐喝事件について、罰則の整備等を含め、現
	  行刑法に欠けた面を強化するために立案されたものである。このため
	│ │、法律成立の経緯からは、必ずしも定義が明らかとなっていない「消
	│ │費者保護関連法」として整理することが適切かどうかは不明。
権限の関係行政機関	・ 第7条に規定する製造業者等に対する指導、助言等に関する主務
との分担・委任の状況	大臣は、一般流通食品は農林水産大臣、酒類は財務大臣。
直近3年間(平成20	・ 本法は、国内において、流通食品に毒物が混入される事案(その
年度、21年度及び22	おそれのある事案を含む。)に適用されるものであるが、直近3年
年度10月まで)の法執	間において、本法の対象となる事案は発生していない。
行の実績(処分、取締	
、勧告等((あれば)行	││毒物が混入された事案であったため、本法は適用されなかったも│
政指導))の件数	のの、農水省としては自主的に商品の円滑な回収を進めるため、
	小売店舗を巡回点検し、指導・助言を行った。
法執行における、関係	・ 本法は、国内において、流通食品に毒物が混入される事案(その
行政機関(関係省庁・	おそれのある事案を含む)に適用されるものであるが、直近3年間
取締機関・地方支分部	において、本法の対象となる事案は発生していない。
局・地方公共団体等)	
との連携の実態	
法執行実績の	・ 本法は、国内において、流通食品に毒物が混入される事案(その
公表・広報状況	おそれのある事案を含む。)に適用されるものであるが、直近3年
	間において、本法の対象となる事案は発生していない。
L	The state of the s

### 【法律名】 商品取引所法

### 【府省庁名】 農林水産省・経済産業省

### 法執行の現状

### 制度の概要

 商品取引所法は、商品先物市場の健全な運営の確保と商品市場における 取引等の受託を行う者の業務の適正な運営を確保することにより、投資家 (委託者)保護に資すること等を目的としている。

具体的には、主務大臣(農林水産大臣及び経済産業大臣)が

- ①商品取引所
- ②商品取引員(仲介業者)
- ③商品取引清算機関(国内全商品取引所における取引の決済を一括して行う機関)
- ④商品先物取引協会(商品取引員の自主規制機関)
- ⑤委託者保護基金(ペイオフ実施機関)

に対して、許認可等による監督を行うとともに、必要があると認める時は 、報告徴収及び立入検査を行うこととしている。

なお、主務大臣は、不当な勧誘等の法令違反が認められた商品取引員に対しては、許可の取り消し又は6月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。また、財産の状況が悪化している等の商品取引員に対しては、3月以内の期間を定めてその業務の停止又は業務改善命令ができることとなっている。

・<商品取引所法の改正について>

「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場を実現するため、商品取引所法が改正され、名称も商品先物取引法に変更される(平成21年7月10日公布、平成23年1月1日に本格施行予定)。投資家(委託者)の保護を図るため、取引所取引に加え取引所外取引や海外商品先物取引について参入規制(許可制)を導入する。また、勧誘を要請しない一般顧客への訪問・電話による勧誘(不招請勧誘)の原則禁止等についての規定を導入するなど、行為規制が強化される。

### 権限の関係行政機関 との分担・委任の状況

- ・ 商品取引所については、農林水産省関係商品のみを扱う場合は農林水産 省の単管、経済産業省関係商品のみを扱う場合は経済産業省の単管、それ 以外は両省共管である。商品取引員については、両省の共管である。(第 354条第1項)
- ・ 商品取引所及びその会員に対する権限、商品取引員に関する権限のうち、立入検査、行政処分等に関するものを地方農政局長及び経済産業局長に 委任することができる。(第354条第3項)

直近3年間(平成20 年度、21年度及び22 年度10月まで)の法執 行の実績(処分、取締 政指導))の件数

・報告徴収及び立入検査

平成20年度 22件(うち報告徴収9件) 平成21年度 19件(うち報告徴収1件) 平成22年度 7件(うち報告徴収6件)

、勧告等((あれば) 行 |※原則として農水省、経産省合同

• 業務改善命令

0件 平成20年度 平成21年度 2件 平成22年度 2件

※全て農水省、経産省合同

・業務停止命令

平成20年度 10件 平成21年度 7件 平成22年度 3件

※全て農水省、経産省合同

行政機関(関係省庁・ より合同で実施している。 との連携の実態

- 法執行における、関係 ・ 立入検査を行う際、農林水産省、経済産業省の間で協議を行い、案件に
- 取締機関・地方支分部 ・行政処分を、農林水産大臣、経済産業大臣の連名で実施している。
- 局・地方公共団体等) |・商品先物取引協会、委託者保護基金、商品取引清算機関と必要に応じて情 報を共有している。
  - ・平成23年1月に、商品先物取引法が施行され、国内外、取引所内外に関 わらず、商品先物取引を行う業者については許可制が導入される。現在、 農林水産省と経済産業省合同で許可手続を実施しているところ。

### 法執行実績の

公表・広報状況

〇公表 · 広報頻度

〇公表・広報手段

〇公表・広報頻度

・処分毎

〇公表・広報手段

- 処分についてはプレスリリースを配布。その後、HPに掲載。
- ・以下のアドレスに随時掲載

<農林水産省HP>

http://www.maff.go.jp/j/soushoku/syoutori/dealing/press.html

<経済産業省HP>

http://www.meti.go.jp/policy/commerce/a00/a0000000.html

### 【法律名】ガス事業法

### 【府省庁名】経済産業省

### 法執行の現状

### 制度の概要

### 1. ガス用品規制

#### 【概要】

- ・ガス用品の製造及び販売を規制することによって、ガスによる災害の発生 を防止することを目的とする。
- ・国が指定した品目について、製造・輸入事業者は、出荷時に技術基準に適合させる義務がある。当該義務等を履行すれば、その旨を表す表示(PSTGマーク)を製品に付すことができ、当該表示が付された製品でなければ、販売することができない。
- ・事後的に技術基準不適合等の違反が発覚した時は、国は製造・輸入事業者 に改善命令、表示の禁止、災害防止命令を発動することができる。

### 【改正等】

・ガスこんろをガス用品に指定(平成20年10月施行)

### 2. ガス事業・保安規制

### 【概要】

- ・ガス事業が公益性の高い事業であることを踏まえ、ガス事業の許認可等に 当たっては、ガス事業の運営の調整を行い、ガス事業者に対して供給区域等 の需要に対する供給義務を課し、ガス料金その他の供給条件に係る供給約款 を定めること等を求めている。
- ・ガス事業者に対し技術基準に基づくガス導管等のガス工作物の工事・維持 及び運用に伴う危険並びに障害の発生の防止、ガス消費機器の安全使用等に ついての周知・調査義務を課している。

#### 【改正等】

- ・導管漏えい検査の強化に係る改正(平成19年7月施行)
- ・ 法定周知の強化に係る改正(平成19年7月施行)

## 権限の関係行政機関

### 1. ガス用品規制

- との分担・委任の状況 ・製造・輸入事業者への報告徴収及び立入検査につき、経済産業局に委任( 施行令第13条)。
  - ・販売事業者への報告徴収及び立入検査につき、都道府県に委任(施行令第 12条)

### 2. ガス事業・保安規制

- ・ガス事業の許可、ガスの料金その他の供給条件についての認可等につき、 ガス事業者の供給区域等を管轄する経済産業局等に委任(法第3条・法第1 7条等、施行令第13条)
- ・ガス事業者に対する監査につき、ガス事業者等を管轄する経済産業局等に 委任(法第45条の2、施行令第13条)。
- ・ガス事業者に対する報告徴収・立入検査につき、ガス工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部に委任(法第46条・第47条、施行令第13条)等

### 85

直近3年間(平成20 年度、21年度及び20 、勧告等((あれば) 行 政指導))の件数

### 1. ガス用品規制

- 〇平成20年度
- 年度10月まで)の法執 (1)報告徴収(法第46条) 本省0件、経済産業局0件
- 行の実績(処分、取締 (2)立入検査(法第47条) 本省0件、経済産業局0件、都道府県89 件、(独)製品評価技術基盤機構(以下、NITEという)6件
  - (3)行政指導

本省3件、経済産業局2件

- 〇平成21年度
- (1) 報告徴収(法第46条) 本省0件、経済産業局0件
- (2) 立入検査(法第47条) 本省0件、経済産業局0件、都道府県97 件、NITE 13件
- (3)行政指導

本省3件、経済産業局2件

※平成22年度においては集計中。

### 2. ガス事業・保安規制

- 〇平成20年度
- (1) 許認可·届出等 本省838件、経済産業局11526件
- (2) 監査(法第45条の2) 本省7件、経済産業局142件
- (3)報告徴収(法第46条) 本省O件、産業保安監督部・経済産業局8 フ件
- (4) 立入検査(法第47条) 本省12件、産業保安監督部·経済産業局 615件
- 〇平成21年度
- (1) 許認可・届出等 本省685件、経済産業局14520件
- (2) 監査(法第45条の2) 本省7件、経済産業局138件
- (3)報告徴収(法第46条) 本省0件、産業保安監督部・経済産業局7 2件
- (4) 立入検査(法第47条) 本省17件、産業保安監督部・経済産業局 594件
- 〇平成22年度(10月まで)
- (1) 許認可·届出等 本省232件、経済産業局4941件
- (2) 監査(法第45条の2) 本省3件、経済産業局65件
- (3)報告徴収(法第46条) 本省0件、産業保安監督部・経済産業局1 6件
- (4) 立入検査(法第47条) 本省6件、産業保安監督部・経済産業局2 89件

との連携の実態

### 法執行における、関係 1. ガス用品規制

行政機関(関係省庁・│ 製造・輸入事業者に対する違反対応は、本省の指示の下、主に各地方経済 取締機関・地方支分部 | 産業局が、NITEが行う立ち入り検査と連携して実施し、さらに都道府県 局・地方公共団体等) が行う立入検査と連携して違反事業者の取り締まりを実施。

> また、事故対応や技術基準違反に係るリコール等の注意喚起について、本省 、NITE、地方局、都道府県と連携して実施している。

2. ガス事業・保安規制

ガス事業の許認可等の際、所管するガス事業者間の事業調整のため、本省と所管経済産業局等との間で調整。

また、ガス事故によっては、原因究明の際に、消防・警察等と情報の連携を図り調査を行う場合もある。

### 法執行実績の

#### 公表・広報状況

〇公表・広報頻度

〇公表·広報手段

### 1. ガス用品規制

- ・報告徴収(法第46条)は、法執行の必要性を判断した上で、個別案件の状況を精査し必要に応じ、執行にあわせ公表することになる。
- ・立ち入り検査(法第47条)は、法執行の必要性を判断した上で、個別 案件の状況を精査し必要に応じ、執行にあわせ公表することになる。
  - ・改善命令(法第39条の13)は、執行にあわせ公表することになる。 (平成20年4月以降、実績なし)

### 2. ガス事業・保安規制

- ・許認可・届出等:経済産業省ホームページ(本省、経済産業局)に、重要な項目について掲載。例えば、ガス料金については、料金改定認可した時点でそのつど掲載。大口供給(自由化部門)については、月に1回の頻度で掲載。
- ・監査:経済産業省ホームページ(本省、経済産業局)に、監査実施年度終 了後3ヶ月以内に掲載。
- ・報告徴収:経済産業省ホームページ(本省(直近3年間は該当案件無し)、産業保安監督部)に報告徴収を発出した時点でそのつど掲載。
- ・立入検査:経済産業省ホームページ(本省、産業保安監督部)に掲載。本省は四半期に1回、産業保安監督部は、各監督部により、随時公表~四半期に1回~年に1回の頻度で掲載。

## 【法律名】 電気用品安全法

## 【府省庁名】経済産業省

法執行の現状	
制度の概要	【概要】
	・電気用品の製造、販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保に
	つき民間事業者の自主的な活動を促進することにより、電気用品による危険
	及び障害の発生を防止することを目的とする。
	・政令で指定された電気用品に関し、製造・輸入事業者に対し、届出義務、
	省令で定める技術基準の適合義務や検査義務がある。
	・販売段階においては、所定の表示がない電気用品の販売は禁止される。
	・技術基準違反等の場合には、改善命令、表示禁止命令、危害防止命令等を
	発動することができる。
	【改正等】
	電気用品の技術基準を定める省令の一部改正。(平成21年9月施行)
権限の関係行政機関	・製造・輸入事業者に対する報告徴収、立入検査等につき、地方経済産業局
との分担・委任の状況	「表現「制八事未有に対する報告徴収、立八機員等にうご、地力程済度未向   に委任。(施行令第6条)
	・販売事業者に対する報告徴収、立入検査等につき、都道府県知事に委任(   tx::=
またりた即 / 東げoo	施行令第5条)   〇平成20年度
直近3年間(平成20	〇十成20千度   (1)報告徴収(法第45条)
年度、21年度 <del>及び22</del> 年度10日まで)のはお	
年度10月まで) の法執	
行の実績(処分、取締	(2) 立八候重(法第40米)   本省0件、経済産業局8件、都道府県2410件、(独)製品評価技
大勧告等((あれば)行	本省の件、経済産業局の件、制造所票と4年の件、(強)表面計画技   術基盤機構(以下、NITEという)197件
政指導))の件数	
	本省〇件、経済産業局299件
	〇平成21年度
	○ 1 /
	本省1件、経済産業局73件、都道府県9件、
	(2)立入検査(法第46条)
	本省5件、経済産業局6件、都道府県2269件、NITE172件
	(3)行政指導
	本省0件、経済産業局353件
法執行における、関係	
行政機関(関係省庁・	産業局がNITEの行う立ち入り検査と連携して実施し、さらに都道府県が
取締機関・地方支分部	行う立入検査と連携して違反事業者の取り締まりを実施。
局·地方公共団体等)	・また、事故対応や技術基準違反に係るリコール等の注意喚起について、本
との連携の実態	省、NITE、経済産業局、都道府県と連携して実施している。
法執行実績の	・報告徴収(法第45条)は、法執行の必要性を判断した上で、個別案件
公表・広報状況	の状況を精査し必要に応じ、執行にあわせ公表することになる。
〇公表・広報頻度	・立ち入り検査(法第46条)は、法執行の必要性を判断した上で、個別
〇公表・広報手段	案件の状況を精査し必要に応じ、執行にあわせ公表することになる。

・改善命令(法第40条の2)は、執行にあわせ公表することになる。
(平成22年4月以降、実績なし)

### 【法律名】液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 【府省庁名】経済産業省

### 法執行の現状

### 制度の概要

### 1. LPガス器具規制

#### 【概要】

- ・液化石油ガス器具等の製造及び販売を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止することを目的とする。
- ・国が指定した液化石油ガス器具について、製造・輸入事業者は、出荷時に 技術基準に適合させる義務がある。当該義務等を履行すれば、その旨を表す 表示(PSTGマーク)を製品に付すことができ、当該表示が付された製品でな ければ、販売することができない。
- ・事後的に技術基準不適合等の違反が発覚した時は、国は製造・輸入事業者 に改善命令、表示の禁止、災害防止命令を発動することができる。

### 【改正等】

・ガスこんろを液化石油ガス器具に指定(平成20年10月施行)

### 2. LPガス事業・保安規制

#### 【概要】

- ・液化石油ガスの販売は法令で定める基準に従わなければならない。特に、 消費者保護の観点から販売事業者の遵守すべき販売方法の基準が省令で定 められており、消費設備の所有者の確認、液化石油ガスの継続的消費に支障 を生じない引き渡し、契約解除時の供給設備の撤去期間等が定められている
- ・液化石油ガスを使用する設備・機器に関する基準を設ける他に、液化石油ガス販売事業者を登録制に、保安機関を認可制にし、これらの事業者に対して、一般消費者等の保安を確保するため、供給設備の点検、消費設備の調査、緊急時連絡への対応、消費者への周知の保安業務を課している。この他、業務主任者等の選任、従業員への保安教育等の義務を課しているところである。

#### 【改正等】

- ・液化石油ガス供給設備等の取り外しに係る技術基準改正(省令 平成19 年7月施行)
- ・法定周知の強化に係る改正(省令 平成19年7月施行)

## 権限の関係行政機関

#### 1. LPガス器具規制

- との分担・委任の状況 ・製造・輸入事業者への報告徴収及び立入検査につき、経済産業局に委任( 施行令第14条)。
  - ・販売事業者への報告徴収及び立入検査につき、都道府県に委任(施行令第 13条)

### 2. LPガス事業・保安規制

・液化石油ガス販売事業者の登録及び保安機関の認定については、都道府県 知事及び経済産業大臣が行う。(法第3条第1項、法第29条第1項)

- ・液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設等の設置について、所在地の都道府 県知事の許可(法第36条)
- ・液化石油ガス販売事業者の登録等を行った場合には、都道府県知事、国家 公安委員会及び消防庁長官に通報 (施行令第11条)
- ・液化石油ガス販売事業者の登録について、経済産業大臣の権限を一部経済 産業局長及び産業保安監督部長に委任(施行令第14条第1項)

保安機関の認定について、経済産業大臣の権限を一部産業保安監督部長に委 任(施行令第14条第4項)等

直近3年間(平成20 年度、21年度<del>及び22</del> 政指導))の件数

### 1. LPガス器具規制

- 〇平成20年度
- 年度10月まで)の法執 (1)報告徴収(法第82条) 本省0件、経済産業局0件
- 行の実績(処分、取締 (2)立入検査(法第83条) 本省0件、経済産業局1件、都道府県45 、勧告等((あれば) 行│ 5件、(独)製品評価技術基盤機構(以下、NITEという) 25件
  - (3)行政指導

本省2件、経済産業局2件

- 〇平成21年度
- (1)報告徴収(法第82件) 本省0件、経済産業局1件
- (2) 立入検査(法第83条) 本省0件、経済産業局0件、都道府県62
- 8件、NITE13件
- (3) 行政指導

本省0件、経済産業局7件

### 2. LPガス事業・保安規制

- 〇平成20年度
- (1) 立入検査(法第83条)
  - ①本省 販売事業者12事業者、保安機関18機関
  - ②産業保安監督部 販売事業者77事業者、保安機関151機関
- (2) 行政処分
  - ①本省 2事業者
  - ②産業保安監督部 1事業者
- (3)行政指導
  - ①本省 4事業者
  - ②産業保安監督部 販売事業者23事業者、保安機関37事業者
- 〇平成21年度
- (1) 立入検査(法第83条)
  - ①本省 販売事業者12事業者、保安機関12機関
  - ②産業保安監督部 販売事業者69事業者、保安機関129機関
- (2) 行政処分
  - ①本省 2事業者
- (3) 行政指導
  - ①本省 3事業者
  - ②産業保安監督部 9事業者

### 法執行における、関係 1. LPガス器具規制

行政機関(関係省庁・│ 製造・輸入事業者に対する違反対応は、本省の指示の下、主に経済産業局 取締機関・地方支分部 | が、NITEが行う立ち入り検査と連携して実施し、さらに都道府県が行う立入 局・地方公共団体等) 検査と連携して違反事業者の取り締まりを実施。

### との連携の実態

また、事故対応や技術基準違反に係るリコール等の注意喚起について、本 省、NITE、地方局、都道府県と連携して実施している。

### 2. LPガス事業・保安規制

- ・LPガス事故については、事業者から都道府県又は産業保安監督部を通じ 報告
- ・事故対応及び事故原因の究明については、本省・産業保安監督部、都道府 県と連携して実施
- ・立入検査を行う場合にあっては、本省、産業保安監督部及び都道府県担当 者が必要に応じ同行

#### 法執行実績の

### 公表・広報状況

〇公表 · 広報頻度

〇公表・広報手段

### 1. LPガス器具規制

- ・報告徴収(法第82条)は、法執行の必要性を判断した上で、個別案件 の状況を精査し必要に応じ、執行にあわせ公表することになる。
- ・立ち入り検査(法第83条)は、法執行の必要性を判断した上で、個別 案件の状況を精査し必要に応じ、執行にあわせ公表することになる。
- ・改善命令(法第49条)は、執行にあわせ公表することになる。 (平成20年4月以降、実績なし)

### 2. LPガス事業・保安規制

- ・報告徴収(法第82条)は、法執行の必要性を判断した上で、個別案件 の状況を精査し必要に応じ、執行にあわせ公表することになる。
- ・立ち入り検査(法第83条)は、法執行の必要性を判断した上で、個別 案件の状況を精査し必要に応じ、執行にあわせ公表することになる。
- ・改善命令(法第49条)は、執行にあわせ公表することになる。 (本省においては、年度ごとに集計し公表。産業保安監督部においては、 必要に応じて公表。)